

千葉県観光バス活用促進事業補助金交付要綱【イベント等活用型】

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い影響を受けている観光バスを所有又は使用する事業者について、観光面からの回復・経済活性化を図るため、市内観光バスを利用した事業の主催者等に対して事業に係る費用の一部を補助することについて、千葉県補助金等交付規則(昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「市内観光バス」とは、市内に本店又は営業所を有するバス事業者が所有又は使用する、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業用自動車(一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の一般貸切旅客自動車運送事業への流用も可とする。ただし、道路運送法第15条に規定する事業計画の変更届出を行うこと。)をいう。
- (2)「市内観光バス事業者」とは、市内に本店又は営業所を有するバス事業者のうち、道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業用自動車を所有又は使用する者をいう。
- (3)「企業」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社をいう。
- (4)「学校等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条、第124条及び第126条に定める学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、専門学校、大学など)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条で定める児童福祉施設(保育所など)をいう。
- (5)「団体」とは、前2号で定めるものを除く、11人以上で構成された集まりをいう。
- (6)「旅行業登録事業者」とは、旅行業法(昭和27年法律第239号)第2条及び第3条に規定する旅行業及び旅行者代理業を営む者で、観光庁長官又は都道府県知事による登録を受けた者をいう。
- (7)「募集型企画旅行」とは、旅行業登録事業者が、あらかじめ旅行計画を作成し、旅行者を募集して実施するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) イベントの主催者
- (2) 企業及び団体
- (3) 学校等
- (4) 旅行業登録事業者

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としなない。

- (1) 公的機関等との契約において不履行があった者
- (2) 市税の未申告又は完納していない者
- (3) 消費税及び地方消費税並びに法人税等を完納していない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

にその事業活動を支配されている者

- (5) 代表者又は役員が暴力団員である者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
- (8) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (9) 法令及び公序良俗に反する事業を行う者
- (10) その他市長が適切でないと認める者

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内観光バスを利用し、本要綱施行日から翌年の3月15日まで（以下「補助対象期間」という。）に行う次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。ただし、補助対象期間内に、市内観光バスの借り上げ料に対して、国、地方公共団体及びその他これらに類する機関から補助金その他の給付を受けているもの、又は受ける予定があるものを除く。

- (1) イベント開催時における参加者の移送
- (2) 視察・研修・親睦旅行等
- (3) 募集型企画旅行
- (4) その他市長が特に必要と認める事業

2 補助対象事業は、次の要件をすべて満たしていなければならないものとする。

- (1) 市内観光バスを利用すること
- (2) 目的地が市外のみの場合は、出発又は到着場所を市内とすること

（補助対象経費）

第5条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内観光バスの借り上げ料とする。

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1日1台当たり75,000円を限度とする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項のほか、催行されるイベント・旅行ごとの1日当たりの上限額を375,000円とし、かつ、5日分までとする。

（補助金の交付申請）

第7条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、千葉市観光バス活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市

長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) バス借上見積書
- (3) 誓約書(様式第3号)

2 前項の申請は、次の各号に定める市内観光バスの稼働開始日に応じ、それぞれ当該各号に定める期日までに提出するものとする。

- (1) 令和4年6月分まで
市長が別に定める期日までとする。
- (2) 令和4年7月分から翌年3月分まで
稼働開始日の2週間前までとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、規則第6条の規定により千葉市観光バス活用促進事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付が適当でないとして認めたときは、規則第4条第3項の規定によりその旨を記した千葉市観光バス活用促進事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付決定をする場合において付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、事業の趣旨・目的に支障を及ぼさないと認められる変更であって、補助対象経費の総額の20%に満たない経費の配分の変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 規則及び本要綱を遵守すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、補助事業実施日において補助事業の出発地、目的地又は到着地が、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の対象となっている場合は、この交付決定は失効する場合があるので留意すること。

(変更の申請)

第10条 第8条第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、内容を変更しようとするときは、速やかに千葉市観光バス活用促進事業補助金変更交付申請書(様式第6号)及び変更に係る添付書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更等の交付決定又は不承認)

第11条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を変更することが適当であると認めたときは、千葉県観光バス活用促進事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、変更内容を審査し、補助金の交付を変更することが適当でないと判断したときは、千葉県観光バス活用促進事業補助金変更不承認通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(事業の中止)

第12条 交付決定者が、事業を中止し、又は廃止する場合は、第9条第2号の規定により千葉県観光バス活用促進事業補助金事業中止(廃止)届(様式第9号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の中止(廃止)に伴う関係書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による事業の中止又は廃止の届出があったときは、審査及び必要な調査を行い、千葉県観光バス活用促進事業補助金事業中止(廃止)届受理通知書(様式第10号)により、交付決定者へ通知するものとする。

(実績報告)

第13条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、事業完了後、速やかに、千葉県観光バス活用促進事業補助金実績報告書(様式第11号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第7条の2第1項の「運送引受書」の写し
- (2) 市内観光バス事業者が発行する請求書の写し(市内観光バスの借り上げ料以外が含まれる場合は、金額の内訳が分かる書類)
- (3) 市内観光バス事業者が発行する領収書の写し等、市内観光バス事業者に対し、市内観光バスの借り上げ料の一部を支払ったことが確認できる書類(市内観光バスの借り上げ料以外が含まれる場合は、金額の内訳が分かる書類)
- (4) 千葉県観光バス活用促進事業補助金交付決定通知書(様式第4号)の写し
(第11条第1項に規定する補助金の変更の交付決定を受けている場合には、千葉県観光バス活用促進事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)の写し)
- (5) 第15条第2項の規定に基づき、補助金の交付請求及び受け取りについて市内観光バス事業者に委任する場合は、補助金交付請求手続き及び代理受領に係る委任状(様式第14号)の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、規則第13条の規定に基づき千葉県観光バ

ス活用促進事業補助金額確定通知書（様式第12号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第15条 交付決定者が、規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、速やかに千葉県観光バス活用促進事業補助金交付請求書（様式第13号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）千葉県観光バス活用促進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）の写し

（第11条第1項に規定する補助金の変更の交付決定を受けている場合には、千葉県観光バス活用促進事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）の写し）

（2）千葉県観光バス活用促進事業補助金額確定通知書（様式第12号）の写し

2 交付決定者は、補助金の交付請求及び受け取りについて、借り上げ契約する市内観光バス事業者に委任することができる。委任する場合に当たっては、補助金交付請求手続き及び代理受領に係る委任状（様式第14号）を市内観光バス事業者へ交付するものとする。

3 前項の規定により、補助金の交付請求及び受け取りについて委任を受けた市内観光バス事業者が、規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、第1項に掲げる書類に加えて、補助金交付請求手続き及び代理受領に係る委任状（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第16条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉県観光バス活用促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第15号）によるものとする。

（返還命令）

第17条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉県観光バス活用促進事業補助金返還命令書（様式第16号）によるものとする。

（補助事業の遂行命令等）

第18条 市長は、補助金交付及び交付事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に報告を求め、又は補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

2 市長は、前項の規定による立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令、本要綱、交付の決定又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。